


宮城労働局内労働災害事例

(宮城労働局労働基準部健康安全課)

下水管工事で立坑に墜落し死亡			
発生年月	平成 26 年 3 月 9 時頃		
業 種	土木工事業	事業場規模	10 人～29 人
事故の型	墜落・転落	起 因 物	仮設物・建築物等

発生状況	<p>下水管工事現場において、立坑内(深さ約7m)の作業を開始するため、立坑の覆いを(半分)外し、地上から立坑内に収納していたタラップ用手すりを引き上げる作業をしていたところ、立坑内に転落したものの。</p>	 <p>タラップ用手すり</p>
災害防止対策	<p>[現在調査中のため、災害特有の一般的対策を列挙したものです]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高さが2メートル以上の開口部等で墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり等を設けること。 2 囲い等、手すり等を設けることが困難なときは、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じること。 	
留意事項	<p>[過去の事例から災害防止のポイントを掲げています]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 墜落防止措置は、まず、囲い、手すり等を設置して墜落しない措置を講ずることが必要で、どうしても同措置を講ずることができない場合、安全帯等の使用となります。最初から安全帯の使用ではありませんので御留意ください。 ② なお、安全帯を使用する場合には、安全帯の取り付け設備を設置しなければなりませんので、併せて御留意ください。 	